

# 一人親方の為のインボイス制度

令和5年 10 月からインボイス制度が施行されますが、一人親方の皆様にとっては大きく影響を受けることになります。そのまま何も対策をせずにいたらどうなるのか???

損をしない為にもインボイスを理解して対策を考えてみましょう!!

## 注目!

まずはインボイス制度をとことん理解しましょう。

請求書の保存方式が変わります。課税事業者のみが登録をすることができ、登録番号をもらえます。このインボイスでないと仕入税額控除が受けられません。

現行の区分記載請求等保存方式

適格請求書等保存方式 (インボイス)

【イメージ】

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

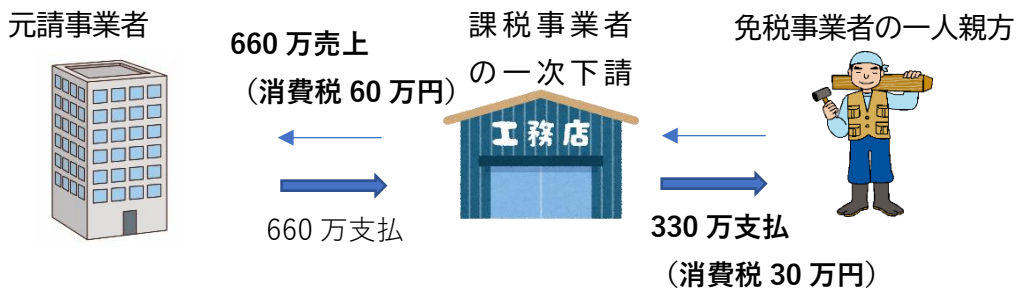
- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額



## 注目!

仕入税額控除って何?

消費税は預かった消費税から支払った消費税を引いた金額を納税します。簡単に言えば支払った消費税の事をいいます。免税事業者だから関係ない?と思うかもしれませんが、下図を参照ください。



課税事業者である一次下請業者は元請から仕事の依頼を受け、660 万売上を上げました。一方で一次下請業者は一人親方に仕事の依頼をし 330 万支払いました。

一次下請け業者が納税する消費税は

現行

$$60 \text{ 万} - 30 \text{ 万} = 30 \text{ 万}$$

インボイス制度  
始まったら

$$60 \text{ 万} - 0 = 60 \text{ 万}$$

※免税事業者はインボイスを発行できないので仕入税額控除が受けられない!!

## 👤注目!

上記を踏まえると免税事業者の一人親方はどうなるかと言ったら・・・

①仕事の依頼が減ってしまう。インボイスを発行できない免税事業者とは取引を控えると考え事業所が増える！！

②売上が減ってしまう。免税事業者のままの場合消費税分値引きしないと仕事をもらえない！！

③課税事業者なる。消費税を納めた方が損失は抑えられるかもしれない！！

## 👤注目!

免税事業者の場合と課税事業者になった場合を比較してみましょう。

一人親方の例)売上 990 万(内消費税 90 万) 仕入 330 万(内消費税 30 万)			
	免税事業者	課税事業者	
	売上 10%減	原則課税	簡易課税
負担する金額	90 万	60 万	36 万
		90 万 - 30 万	90 万 - (90 万 × 60%)

仕事の依頼が減ればもっとダメージは大きい

消費税の課税方法は2種類あるんです。

原則課税と簡易課税。

《簡易課税》

預かった消費税 - (預かった消費税 × みなし仕入れ率) = 納税額

※業種によってみなし仕入れ率が違います。建設業のみなし仕入れ率は第3種(70%)ですが、人工請求の場合は第4種(60%)になります。

これだけ見ると簡易課税が得かと思いますが、まずは免税事業者のままだったらどうなるのか、2種類の消費税の課税方法を知ってもらい、何を選択するのがBESTなのかR5年の登録期限までに考えてみましょう。

**相談は無料！！**

お問合せ先 ☎️ 〒426-0061 藤枝市田沼 3-23-35

TEL 054-637-3131 FAX 054-636-3399

(ペガサスコンサルティンググループ)

有限会社静岡経営労務管理センター

伊藤社会保険労務士事務所

社会保険労務士法人ペガサス

税理士法人ペガサス